# ← 足立区

# 足立区

# 用 打 引 引 上

# 推進計画

令和5年3月

誰ひとり孤立することなく、共に暮らし続けられるひと・まち 足立 ~

令和5~令和9年度

足立区 福祉部 福祉管理課

# 目次

第	1耳	草 二	計坦	<b>1</b> (0)	(概	要																														
	1	策	定 <i>σ</i>	)背	景		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	計	·画 <i>0</i>	つ位	置	づ	け						•		•		•	•		•				•	•							•		•	•	2
	3	計	·画其	用間	١.														•																	2
	4	S	DG	à s	の	理	念	を	踏	ま	え	た	施	策	の	展	開	•		-			•	•	-						•	-	•	-	•	2
第	2章	章	再犭	己防	i止	を	取	IJ	巻	<	現	状	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	6
第	3 ₫	<u></u>	国•	東	京	都	<b>ග</b> ්	取	組		•						•	•																		9
第	4章	章	足ゴ	区区	が	目	指	す	将	来	像		取	:組	方	'針		成	果	指	標															
	1	将	来僧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	2	取	組え	分針	٠.		•	•	•				•	•		•	•	•		•			•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	12
	3	将	来僧	象を	·実	現	す	る	た	め	の	成	果	指	'標			•		•			•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	13
第	5章	主	取糸	且方	金十	に	基	づ	<b>〈</b>	主	な	取	組																							
	1	個	々0	)特	性	や	現	状	に	応	じ	た	居	·住	先	<b>の</b>	確	保	ځ	就	労	支	援	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	14
	2	保	:健图	医療	į .	福	祉 <sup>·</sup>	サ	_	ビ	ス	•	相	談	支	援	の	継	続	的	実	施		•												18
	3	学	!校等	ځ€	連	携	L	た	非	行	の	防	止	ح.	修	学	支	援	等	の	実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		22
	4	犯	,罪 <i>0</i>	つな	い	安	全	で	安	心	な	地	域	づ	<	IJ	の	推	進																	28
	5	関	係機	幾関	١.	民	間	協	力	者	等	ح	の	連	携	強	化	•	広	報	•	啓	発	活	動	の	推	進			•	•	•	•	•	32
参	考資	資料																	•	•			•	•	•							•		•		35

# 第1章 計画の概要

# 1 策定の背景

# (1) 犯罪や再犯の現状

全国の刑法犯認知件数(警察等で認知されている刑法犯の発生件数)は、平成14年をピークに減少傾向にあり、刑法犯検挙件数(警察等で検挙した刑法犯事件の数)も平成18年以降減少しています。しかしながら、初犯者は減少しているものの、再犯者率(検挙人員に占める再犯者の割合)は、依然として約5割と大きな割合を占めています。東京都内や足立区内でも同様の傾向は変わりません。つまり、再犯者率をいかに抑えるかが、全国的な課題なのです。

罪を犯した人の中には、出所時に住居や就労先がないなど様々な生きづらさを感じ、立ち直りに多くの困難を抱える人がいます。こうした人たちが地域の中で孤立することなく、社会復帰を果たすための息の長い支援を、国、都道府県、区市町村、民間団体等が緊密に連携して実施する必要があります。

# (2)国・東京都の動き

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」といいます。)が施行され、これに基づき、国では、平成30年度から令和4年度までの5か年を計画期間とする「再犯防止推進計画」を、令和元年12月には「再犯防止推進計画加速化プラン」を閣議決定しました。さらに令和4年1月に「再犯防止推進計画等検討会」を立ち上げ、令和4年度内に「第二次再犯防止推進計画」を策定予定です。

また東京都では、令和元年7月に、再犯防止推進法第8条の規定に基づく地方再犯防止推進計画として、令和元年度から令和5年度までの5か年を計画期間とする「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

# 平成28年12月 再犯防止推進法の施行 ・ 再犯防止推進計画 ・ 再犯防止推進計画加速化プラン ・ 再犯防止推進計画知速化プラン ・ 再犯防止推進計画等検討会 ・ 再犯防止推進計画等検討会

# (3) 区の取組

足立区ではこれまで、治安、学力、健康、貧困の連鎖を4つのボトルネック的課題 として捉え、これらを改善していくことが区のイメージアップに繋がるとの方針に基づき、様々な事業に取り組んできました。

治安対策として平成19年に足立区ビューティフル・ウィンドウズ運動がスタート

#### 第1章 計画の概要

し、それ以降、区の刑法犯認知件数は継続的に減少し、令和3年(3,212件)には平成13年のピーク時(16,843件)の8割減となりました。

「美しいまちは安全なまち」をスローガンに、地域との協働・協創による取組により刑法犯認知件数ばかりでなく、区民の体感治安も改善された好事例と言えます。

さらに足立区は、内閣府から令和4年度の「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定されました。この事業提案の背景には、区のボトルネック的課題「貧困の連鎖」と「犯罪が多いまち」というネガティブな先入観から来る「区に対するマイナスイメージ」という容易には克服が困難な2つのスティグマがあります。

この負のイメージを払拭するため、SDGsモデル事業における2030年のあるべき姿を「誰もが一歩踏み出せるレジリエンスの高いまち ~ボトルネック的課題を解消し、その先への挑戦へ~」とし、積極果敢に取組を進めています。

これらの取組の目指す先にある「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現を目指す一翼を担うため、足立区再犯防止推進計画を策定します。

# 2 計画の位置づけ

足立区再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進 計画です。

また、足立区基本計画、足立区地域保健福祉計画を上位計画とし、国や都の再犯防止推進計画と整合性を図ります(4ページ参照)。

# 3 計画期間

本計画の期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

# 4 SDGsの理念を踏まえた施策の展開

足立区基本計画(令和3年3月改定版)では、SDGsの理念や国の動向を踏まえながら各施策を着実に推進していくことで、SDGsの達成に寄与することとしています。本計画では「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現を目指すことで、SDGsの17の目標(ゴール)の達成につながるよう取組を進めます。

本計画におけるSDGs目標は、以下の8つです。

















紙面構成の都合により本ページ余白

# 足立区再犯防止推進計画 体系図

# 足立区基本構想

協創力でつくる 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立



# 足立区地域保健福祉計画

# 再犯防止推進法

玉

再犯防止推進計画

東京都

東京都再犯防止推進計画

整合

足立区介護保険事業計画 足立区高齢者保健福祉 足立区障がい 者計

計

画

足立区障が 福 祉 訐

足立区障がい児福 祉 計 画

#### 足立区再犯防止推進計画 施策体系

※区の取組のみ掲載

将来像

誰ひとり孤立することなく、共に暮らし続けられるひと・まち 足立

-	取組方針 1	個々の特性や現状に応じた居住先の確保と就労支援
	1 居住先の 確保	(1)住居確保給付金の支給事業 (2)あだちお部屋さがしサポート事業 (3)住宅あっせん
	2 就労支援	<ul><li>(1)介護のしごと相談・面接会</li><li>(2)障がい者への就労支援</li><li>(3)ジョブサポートあだち</li><li>(4)精神障がい者への就労支援</li></ul>

# 取組方針2 保健医療、福祉サービス、相談支援の継続的実施 若者の相談支援 2 障がいのある方への相談支援 3 障がいのある方への通所リハビリテーション支援 4 地域包括支援センターの設置 5 生活保護制度による支援 6 自立相談支援事業 7 セーフティネットあだち 8 心の健康相談の実施 9 思春期デイケアの実施 10 精神科通院費用の助成

取組方針3	学校等と連携した非行の防止と修学支援等の実施
	(1)警察との連携事業
	(2) 青少年問題協議会
	(3)足立区少年補導白書の発行
1 非行の防止	(4)足立区青少年対策地区委員会
	(5)「こどもをまもろう110番」の普及
	(6)子どもの安全安心のためのプログラム
	(7)養育困難改善事業
	(1)外国人相談窓口
	(2) 生活保護受給世帯の子どもの就学定着に向けた取組
	(3)居場所を兼ねた学習支援
2 修学支援	(4)教育相談の実施
	(5) 学校以外の学びの場の提供
	(6) スクールカウンセラーによる相談対応の実施
	(7)スクールソーシャルワーカーによる支援の実施

取組方針4	犯罪のない安全で安心な地域づくりの推進
	(1) 地域における見守り活動支援事業補助金
	(2)地域防犯活動助成金
	(3)安全安心パトロール隊等による青パト運行
	(4)ボイスセンサー設置(自転車盗難対策)
1 ビューティ	(5) 自動通話録音機貸与(特殊詐欺対策)
	(6)携帯電話抑止装置設置(特殊詐欺対策)
ドウズ運動	(7) A I システム設置費用補助金(万引き防止対策)
「フハ廷刧	(8)店舗用防犯カメラ等設置費用補助金(万引き防止対策)
	(9)防犯対策用センサーライト貸与(侵入盗対策)
	(10) 六町駅前安全安心ステーション「ろくまる」
	(11) 防火防災協会等活動助成金
	(12) 各種啓発活動
2 孤立ゼロ プロジェクト	(1)孤立ゼロプロジェクト

#### 取組方針5 関係機関、民間協力者等との連携強化、広報・啓発活動の推進

- 社会を明るくする運動
- 足立区保護観察協会を通じた更生保護事業の推進 更生保護ボランティア等の活動に関する広報 更生保護サポートセンターの運営支援

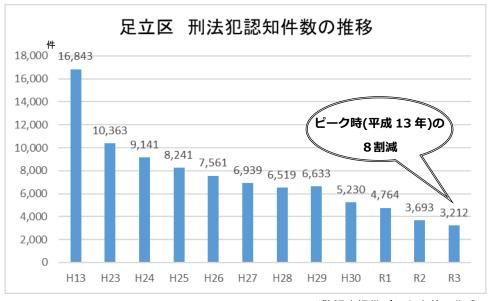
- 5 民生・児童委員活動支援
- 6 (仮)再犯防止推進協議会の設置

# 第2章 再犯防止を取り巻く現状

# 1 足立区の刑法犯認知件数推移

刑法犯認知件数は平成13年にピークを迎えましたが、足立区ビューティフル・ウィンドウズ運動等に取り組んだ結果、減少傾向が続いています。

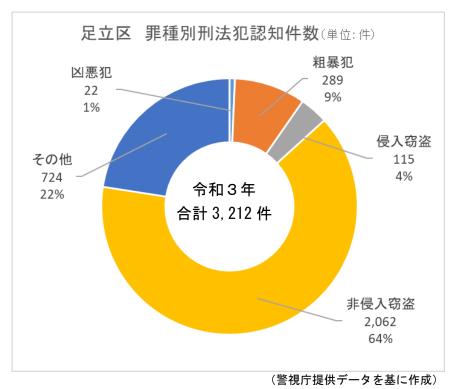
令和3年は、戦後最少となった令和2年の件数をさらに下回ることができました。



(警視庁提供データを基に作成)

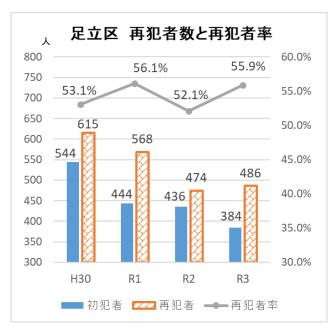
# 2 足立区の罪種別刑法犯認知件数(20歳未満の者を除く)

令和3年の刑法犯認知件数3,212件のうち、非侵入窃盗が2,062件(うち自転車盗難859件、万引き405件)と最も多く、全体の6割以上を占めています。



# 3 足立区・全国の再犯者数と再犯者率の推移(刑法犯総数 20歳未満の者を除く)

初犯者は足立区・国ともに減少傾向ですが、令和3年の再犯者は足立区でやや増加しました。再犯者率は、依然として50%台で推移しています。

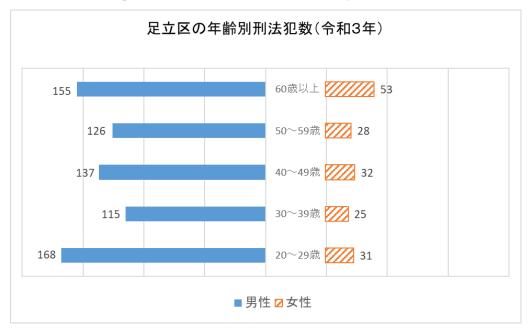




(法務省矯正局提供データを基に作成)

# 4 足立区の犯行時の年齢別刑法犯件数(20歳未満の者を除く)

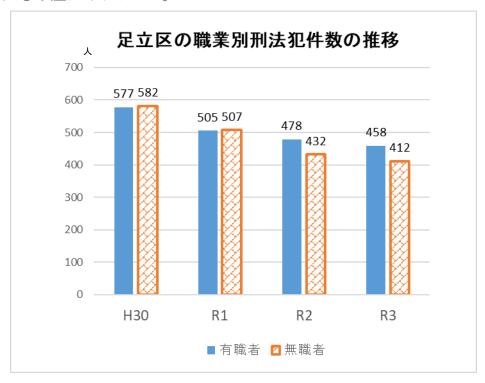
男性は、 $\begin{bmatrix} 2 & 0 & 2 & 9 & \& \end{bmatrix}$  と  $\begin{bmatrix} 6 & 0 & \& & \& \end{bmatrix}$  が特に多くなっています。 女性は、 $\begin{bmatrix} 6 & 0 & \& & \& & \& \end{bmatrix}$  が突出して多くなっています。



(法務省矯正局提供データを基に作成)

# 5 足立区の犯行時の職業別刑法犯件数の推移(検挙人員数 20歳未満の者を除く)

職業別での検挙人員は、令和2年以降は有職者が無職者を上回っていますが、おおむ ね総数に大きな差はありません。



(法務省矯正局提供データを基に作成)

# 6 足立区における保護司(※)の人員数と充足率の推移 (※35ページ参照) 足立区の保護司定数は278人です(令和4年6月1日現在)。 充足率(定数に対する割合)は、75%から79%の間で推移しています。

	平成 30 年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年
保護司 人員数	209	218	218	210	209
充足率	75. 2%	78. 4%	78. 4%	75. 5%	75. 2%

(足立区保護司会提供データを基に作成 人員数は毎年6月1日現在)

# 第3章 国・東京都の取組

# 1 再犯防止推進法における基本理念

再犯防止推進法は、第3条に以下の「基本理念」を掲げています。再犯防止施策の実施者である国及び地方公共団体が目指すべき方向・視点は、この基本理念を踏まえて設定することとされています。

# 【基本理念(再犯防止推進法第3条)】

- 1 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関す る調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

#### 2 国の取組

国の再犯防止推進計画では、再犯防止推進法における基本理念を基に、「5つの基本方針」と「7つの重点課題」を設定し、取組を進めることとしています。

5つの基本方針は、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものです。

7つの重点課題は、多岐にわたる再犯防止施策について、再犯防止推進法で定める基本的施策に基づき整理したものです。これらの課題は相互に密接に関係していることから、関係府省庁が施策を実施するに当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識することはもとより、施策間の有機的連携を意識しつつ総合的な視点で取り組んでいく必要があります。

# 【国 5つの基本方針】 ——

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪および非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

# 【国 7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

# 【参考】第二次再犯防止推進計画(案)における7つの重点課題

国では、現在「第二次再犯防止推進計画」の策定を進めています。

第二次再犯防止推進計画(案)では、基本方針について第一次再犯防止推進計画 を踏襲しており、重点課題については第一次再犯防止推進計画を踏まえつつ、以下 の7つの項目としています(令和5年1月23日)。

	第一次再犯防止推進計画(現状)	第二次再犯防止推進計画(案)
1	就労・住居の確保等	(変更なし)
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	(変更なし)
3	学校等と連携した修学支援の実施等	(変更なし)
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等	(変更なし)
(5)	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	民間協力者の活動の促進等
6	地方公共団体との連携強化等	地域による包摂の推進
7	関係機関の人的・物的体制の整備等	再犯防止に向けた基盤の整備等

# 3 東京都の取組

東京都再犯防止推進計画では、国の5つの基本方針を踏まえ、6つの重点課題を設定 し取組を進めることとしています。

都の計画には、再犯の防止を目的としているもののほか、犯罪をした者等か否かにかかわらず、従前から都民に提供してきている各種サービス等で、再犯防止に資する取組や、副次的な効果として再犯防止につながる可能性がある取組も記載しています。

# 【東京都 6つの重点課題】 ——

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止、学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備等

# 第4章 足立区が目指す将来像・取組方針・成果指標

# 1 将来像

再犯防止推進法の基本理念、国や東京都の再犯防止推進計画を踏まえ、足立区における再犯防止に向けたまちの将来像を以下のとおり定めます。

# 誰ひとり孤立することなく、共に暮らし続けられる ひと・まち 足立

# 2 取組方針

目指すべき将来像の実現のため、国や東京都の再犯防止推進計画における基本方針を 踏まえ、以下のとおり、5つの取組方針を定めます。

# (1) 個々の特性や現状に応じた居住先の確保と就労支援(14ページ参照)

性別、年齢、心身の状況、家庭環境等、罪を犯した人等の特性や現状に応じた居住 先の確保を支援するとともに、生活習慣、職業適性や求人状況等を踏まえた包括的就 労支援を実施します。

# (2) 保健医療、福祉サービス、相談支援の継続的実施(18ページ参照)

貧困や疾病、嗜癖、障がい、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱える人が、 地域社会で安定した生活が送れるように、その人の特性や現状に応じた息の長い、寄 り添い支援を実施します。

# (3) 学校等と連携した非行の防止と修学支援等の実施 (22ページ参照)

子どもたちが犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、学校、家庭、地域が連携して見守るとともに、犯罪や非行をした人が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰できるよう、自立のために必要な修学支援等を実施します。

# (4) 犯罪のない安全で安心な地域づくりの推進(28ページ参照)

罪を犯した人等がその責任を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解するとともに、自 ら社会復帰のために努力することを基本に、様々な関係機関の協働・協創により、罪 を犯した人等が孤立することなく、犯罪のない安全で安心な地域づくりに取組みます。

# (5) 関係機関、民間協力者等との連携強化、広報・啓発活動の推進(32ページ参照)

国、警視庁、NPO法人、支援団体、協力雇用主、保護司、民生・児童委員等と区が連携協力し、それぞれの専門性や役割を通じて、対象者の置かれている状況の改善に注力するとともに、様々な関係機関が実施する非行・再犯の防止の取組について、広報等を通じて広く区民に周知します。

# 3 将来像を実現するための成果指標

指標名	定義	現状値 (令和3年)	目標値 (令和5年)	目標値 (令和9年)
再犯者率	刑法犯検挙人員に占める 再犯者の人員の比率	55. 9%	53. 0%	50.0%
区内刑法犯認知 件数	警察において発生を認知 した事件の数	3, 212 件	3, 350 件以下	-

<sup>※</sup>令和4年の刑法犯認知件数が3,664件だったことを踏まえ、令和5年の目標値を設定した。

# 第5章 取組方針に基づく主な取組

# 1 個々の特性や現状に応じた 居住先の確保と就労支援

性別、年齢、心身の状況、家庭環境等、罪を犯した人等の特性や現状に応じた居住先の確保を支援するとともに、生活習慣、職業適性や求人状況等を踏まえた包括的就労支援を実施します。

# 1 居住先の確保

現状	課題
◆ 刑務所満期出所者のうち約5割が通 当な帰住先が確保されないまま刑務 所を出所している。	

# 2 就労支援

現状	課題
<ul> <li>◆ 刑務所に再び入所した者のうち約7割が職に就いていない。</li> <li>◆ 仕事に就いていない者の再犯率(※)は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高い。</li> <li>※ 再犯率 刑務所を出所した者のうち、一定期間内に再入所する者の割合</li> </ul>	<ul><li>◆ 社会人としての常識や対人関係の形成や 維持に必要な能力が身についていないた め職に就くことが難しい。</li><li>◆ 就職活動を行う上で必要な知識や資格等 が不足している。</li><li>◆ 罪を犯した人を受け入れる環境が不十分</li></ul>
◆ 罪を犯した人の中には、障がいの程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることが難しい者が少なからず存在する。	◆ 一般就労をすることが難しい人を受け入 れる環境が不十分





# 主な取組と活動指標

# 1 居住先の確保

# (1) 住居確保給付金の支給事業 【足立福祉事務所】

離職等によって住居を喪失又はその恐れのある方を対象に、家賃相当分の住居確保 給付金を支給することで、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

# (2) あだちお部屋さがしサポート事業【住宅課】

住宅確保要配慮者(※)への住宅確保として、不動産協会と協定を締結し、条件に合った民間賃貸住宅を紹介しています。また、地域包括ケア推進課と連携し、65歳以上の高齢者に見守り機器等の支援を行っています。

※住宅確保要配慮者には、住宅セーフティネット法に定める低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯のほか、省令で定める矯正施設退所者等も含みます。

# (3) 住宅あっせん【住宅課】

住宅にお困りで、新たな住宅をお探しの方に、東京都宅地建物取引業協会足立区支部と全日本不動産協会城東第一支部の協力を得て、民間の賃貸住宅をあっせんする制度です。

# (4) TOKYO チャレンジネット(生活・居住支援、就労支援)【都の制度】

住居を失い、インターネットカフェやマンガ喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就 労に従事する者や離職者に対して、生活支援、居住支援、資金貸付及び厚生労働省と 連携した就労支援等のサポートをします。

# (5) 更生保護施設【民間団体】

罪を犯した人の中には、頼る人がいない、本人に社会生活上の問題があるなどの理由ですぐに自立更生できない人がいますが、更生保護施設は、こうした人たちを一定期間保護し、円滑な社会復帰を助けて再犯を防止するという重要な役割を担っています。宿泊場所や食事を提供するだけでなく、入所者が社会生活に適応するために必要な指導や援助を行い、その再出発を支えています。

# 第5章 取組方針に基づく主な取組

1 個々の特性や現状に応じた居住先の確保と就労支援

# 2 就労支援

# (1)介護のしごと相談・面接会【高齢福祉課】

身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、福祉施設や事業所等の求人事業所と結びつけ、福祉分野の人材確保と区民の就労機会の拡大を図るために実施しています。

# (2) 障がい者への就労支援【障がい福祉センター】

就労を希望する障がい者に対して本人の希望、特性に合った就労支援を行います。 必要な際は本人了承のもと、関係機関と連携して対応します。また、働きやすい環境 について、本人・職場と相談し、安定して長期間働けるよう定着支援を行います。

# (3) ジョブサポートあだち【生活保護指導課、くらしとしごとの相談センター】

すぐに就労が難しい生活保護受給者及び生活困窮者に対し、就労に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。

# (4) 精神障がい者への就労支援【中央本町地域・保健総合支援課】

65歳未満の一般企業等への就労を希望する精神障がいの方に対し、一定期間、就 労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。また、就職後においても 就労の定着のための支援を行います。

# (5) ハローワーク (求人・求職情報提供サービス) による支援【国の制度】

「働く方」向け、「雇う方」向け双方から、就労に関する様々な制度、相談窓口、給付金・助成金、人材募集等の情報を提供します。区役所にある「あだちワークセンター」で、ハローワークの職業相談・職業紹介が受けられます。求人検索ができるパソコン端末も設置しています。

なお、厚生労働省東京労働局が実施する「刑務所出所者等就労支援事業」による「支援対象者等」の就労支援については、ハローワーク足立に専門の相談窓口を設けています。

# (6) コレワーク (矯正就労支援情報センター) 【国の制度】

刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方向けに、「雇用情報提供」「採用手続支援」「相談窓口」のサービスを提供します。

# (7)協力雇用主制度 【国の制度】

犯罪や非行歴のある人に、その事情を承知した上で職場を提供し、立ち直りに協力 しようとする事業主のことです。令和5年1月1日時点(速報値)では、東京都内で 1,196、足立区内で76の事業主が協力雇用主として登録しています。

# (8) あだち若者サポートステーション【厚生労働省委託の支援機関】

働きたいと思っても、なかなか次の一歩が踏み出せない、15歳から49歳までの 方をサポートしています。就職活動の基礎知識やコミュニケーションなど各種セミナ ーや、職場体験、適性検査など、ご希望のメニューに参加できます。

# 活動指標 (区の取組)

# 1 居住先の確保

主な取組	所管	指標名	現状値 R3 年度	目標値 R5 年度	目標値 R9 年度
(1)住居確保給付金の支給 事業	足立福祉事務所	新規支給決定件数/月	292	200	150
(2) あだちお部屋さがしサ ポート事業	住宅課	お部屋さがし相談件数	243	250	-
(3)住宅あっせん	住宅課	_	_	_	_

# 2 就労支援

主な取組	所管	指標名	現状値 R3 年度	目標値 R5 年度	目標値 R9 年度
(1)介護のしごと相談・面 接会	高齢福祉課	面接会来場者数	105	200	200
(2)障がい者への就労支援	障がい福祉セン ター	就労につなげられた割合	0% (0/1)	I	I
(3)ジョブサポートあだち	くらしとしごと の相談センター	就労決定者数	990	900	940
(4) 精神障がい者への就労 支援	中央本町地域・保健総合支援課	就労移行支援及 び就労定着支援 の年間延べ支給 件数	3, 233	3, 500	3, 900

# 2 保健医療、福祉サービス、 相談支援の継続的実施

貧困や疾病、嗜癖、障がい、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱える人が、地域社会で安定した生活が送れるように、その人の特性や現状に応じた息の長い、寄り添い支援を実施します。

現状	課題
<ul> <li>◆ 出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、高齢者が全世代中で最も高い傾向にある。</li> <li>◆ 出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。</li> </ul>	<ul> <li>◆ 経済的困窮</li> <li>65歳以上の高齢万引き被疑者の約8割が無職</li> <li>◆ 認知機能の低下記憶に関する一部機能の低下</li> <li>◆ 社会関係性の欠如や孤独</li> <li>65歳以上の万引き被疑者のうち、独居は56.4%</li> <li>交友関係ない46.5%</li> </ul>
◆ 知的障がいのある受刑者は、再犯に至るまでの期間が短い傾向にある。  ※ 特別調整 矯正施設出所者に対し福祉関連施設が連携して必要な 調整を図ること	<ul> <li>◆ 福祉的支援が必要にもかかわらず、 本人が希望しない等の理由から特別 調整※等の対象とならない場合が ある。</li> <li>◆ 社会関係性の欠如や孤独により、地 域での生活に支障がある。</li> </ul>
◆ 新規入所者の約3割が覚せい剤取締法 違反であり、その内約2割が2年以内 に再び刑務所に入所している。	◆ 以前の関係が断ち切れない。
◆ 高齢者の窃盗犯(万引き)が多い傾向に ある。	<ul> <li>◆ 経済的困窮 65歳以上の高齢万引き被疑者の約8割が無職</li> <li>◆ 認知機能の低下記憶に関する一部機能の低下</li> <li>◆ 社会関係性の欠如や孤独 65歳以上の万引き被疑者のうち、独居は 56.4% 交友関係ない 46.5%</li> </ul>











# 主な取組と活動指標

# 1 若者の相談支援【子どもの貧困対策・若年者支援課】

あだち若者サポートテラス SODA では、メンタル面や生活全般の悩みなどを抱える 1 5~25歳の子ども・若者本人が直接相談できる窓口(電話やオンラインでの相談も可)を開設し、支援を行っています。

また、東京都児童相談センターでは、都内在住・在学の児童及び保護者を対象に、 18歳未満のお子さんに関することを電話で相談できる「よいこに電話相談」を実施 しています。

# 2 障がいのある方への相談支援【障がい福祉課、障がい福祉センター】

日常生活に不安や生きづらさ等を抱えている身体・知的・発達・高次脳機能障がいのある方等(疑いのある方も含む)の相談に応じます。

# 3 障がいのある方への通所リハビリテーション支援【障がい福祉センター】

身体・難病・高次脳機能障がいのある方に相談・リハビリテーションを提供し社会 生活力を高め、本人希望の社会参加につながるよう支援していきます。

# 4 地域包括支援センターの設置【地域包括ケア推進課】

区から委託を受けた公的な事業所です。65歳からの健康や介護に関するさまざまな相談を受け付ける窓口です(区内25カ所)。

# 5 生活保護制度による支援【足立福祉事務所】

生活が困窮している世帯に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し自立に向けた援助を行います。

# 6 自立相談支援事業【くらしとしごとの相談センター】

生活困窮者一人ひとりの相談に応じ、必要な支援機関につなぐなど自立に向けた支援を行います。

# 7 セーフティネットあだち【くらしとしごとの相談センター】

ひきこもり当事者や家族からの相談を受け、一歩を踏む出すための支援(サポート) を行います。

#### 第5章 取組方針に基づく主な取組

2 保健医療、福祉サービス、相談支援の継続的実施

# 8 心の健康相談の実施【中央本町地域・保健総合支援課】

精神障がいの方の病気や日常生活の悩み等について精神科医師が相談に応じます。

# 9 思春期デイケアの実施【中央本町地域・保健総合支援課】

家に閉じこもりがちな方や、人間関係などで悩みのある方たちに向けて、プログラムを通して、人とのつきあい方を学んだり、生活リズムを整えたり、次の生活に向けての準備をしていきます。 (義務教育終了後から概ね30歳までの方が対象)

# 10 精神科通院費用の助成【中央本町地域・保健総合支援課】

自立支援医療(精神通院)により医療費の経済的負担を軽減し、精神障がいの方の 安定した地域生活を支援します。

# 11 権利擁護センターあだち【足立区社会福祉協議会】

成年後見制度の利用支援、認知症高齢者の方などに介護や福祉サービスの利用支援を行っています。

# 12 アルコール、薬物、ギャンブル等の問題についての相談

【東京都立精神保健福祉センターの事業】

依存症の問題を抱えて困っている本人、家族、関係機関の方からの相談に応じます。

# 13 東京都地域生活定着支援センター【都の制度】

高齢(概ね65歳以上)又は障がいのために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、関係機関等と連携・協働しながら、入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することによって、その方の社会復帰及び地域での生活への定着を支援する東京都の施設です。

# 14 犯罪お悩みなんでも相談【都の制度】

都内在住で、万引きなどの犯罪行為をしてしまう本人、その家族または関係者などを対象に、社会福祉士や精神保健福祉士が電話相談を受け付けます。

# 活動指標 (区の取組)

主な取組	所管	指標名	現状値 R3 年度	目標値 R5 年度	目標値 R9 年度
1 若者の相談支援	子どもの貧困対策・若年者支援課	若年者支援相談窓口 の相談件数・相談を通 じ、就労につながった 件数		200	200
2 障がいのある方への相 談支援	障がい福祉課、 障がい福祉セン ター	計画相談支援の利用 者数(人)	919	1, 749	_
3 障がいのある方への通 所リハビリテーション支 援	障がい福祉セン ター	-	_	ı	-
4 地域包括支援センター の運営	地域包括ケア推進課	高齢者の実態把握数	15, 920	16, 100	16, 400
5 生活保護制度による支援	足立福祉事務所	生活保護の相談件数	6, 015	6, 000	6, 000
6 自立相談支援事業	くらしとしごと の相談センター	生活困窮者自立相談 受付延べ件数(件)	6, 876	6, 000	6, 000
7 セーフティネットあだ ち	くらしとしごと の相談センター	ひきこもり支援委託 事業者によるひきこ もり相談延べ件数 (件)	1, 010	1, 200	1, 600
8 心の健康相談の実施	中央本町地域・保健総合支援課	相談件数(一般、うつ、 思春期、アルコール 等)	182	200	220
9 思春期デイケアの実施	中央本町地域·保 健総合支援課	延べ参加人数	344	350	350
10 精神科通院費用の助成	中央本町地域·保 健総合支援課	自立支援医療制度承 認件数	15, 309	16, 000	17, 200

# 3 学校等と連携した非行の防止と 修学支援等の実施

子どもたちが犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、学校、家庭、地域が連携して 見守るとともに、犯罪や非行をした人が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰できる よう、自立のために必要な修学支援等を実施します。

# 1 非行の防止

	現状		課題
<b>•</b>	令和3年中の足立区内の刑法犯検挙人	<b>♦</b>	学校や地域における非行の未然防止に
	員(14 歳以上 20 歳未満)は 128 人		向けた、継続的な取り組みが必要

# 2 修学支援

現状			課題
<b>♦</b>	少年院在院者の 28.9%、受刑者の 37.4%	<b>♦</b>	我が国の高校進学率は 98.5%であるが、
	が中学卒業後に高校に進学していない。		罪を犯した人については、少年院在院者
•	少年院在院者の 36.8%、受刑者の 24.6%		が 71.1%、受刑者が 62.6%と低い水準に
	が高校を中退している。		ある。

# 非行少年について

非行少年とは、少年法により定められる、家庭裁判所の審判に付すべき20歳未満の者を指します。 以下の3つに分類されます。

- ◆ 犯罪少年 … 14歳以上で罪を犯した少年
- ◆ 触法少年 … 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
- ◆ ぐ犯少年 ··· 一定事由のもと性格・環境に照らして将来罪を犯し、または刑罰法令に触れるおそ れのある少年







# 主な取組と活動指標

# 1 非行の防止

# (1) 警察との連携事業(防犯講話、セーフティ教室) 【教育指導課】

区内警察署と連携し、学校において防犯等に関する講座を開催します。

# (2) 青少年問題協議会【青少年課】

少年の非行防止等を目的に、地域団体や関係行政機関等と連絡調整を図るための会 議を開催しています。

# (3) 足立区少年補導白書の発行【青少年課】

警視庁から提供された足立区の少年非行の状況をまとめ公開しています。

# (4) 足立区青少年対策地区委員会【青少年課】

学校、町会、青少年委員等で構成される、青少年の健全育成を図ることを目的として設置された団体です。区内 2 5 地域において、それぞれの地域の実情を踏まえながら非行化防止キャンペーン等の事業に取り組んでいます。

# (5) 「こどもをまもろう110番」の普及【青少年課】

足立区立小学校PTAを中心に、全区的に子どもたちの緊急避難場所を示すステッカー掲示活動を進めながら、より多くの人が子どもを守り、子どもに目を向けていくまちづくりを推進するとともに、地域の人々が不審者への警戒心を示すことによる犯罪抑止力を強めます。

# (6) 子どもの安全安心のためのプログラム【青少年課】

子どもたちに自分自身を守る力を身につけてもらうため、区内の希望する小中学校において、区が作成した防犯に関する演劇プログラムを児童生徒に鑑賞してもらい、防犯意識の向上につなげています。

# (7)養育困難改善事業【こども家庭支援課】

子育てに関する相談を受け、実情の把握、情報の提供を行い、専門機関や地域と連携して支援(要保護児童対策地域協議会を開催)しています。

#### 第5章 取組方針に基づく主な取組

3 学校等と連携した非行の防止と修学支援等の実施

# (8) 東京法務少年支援センター【国の制度】

非行・犯罪や問題行動などに関するお悩みについて、本人や家族、学校の先生などの関係者の方々の相談に、心理学や教育学等の専門職員が応じています。センター分室として東京拘置所内に「サテライト相談室」が設置されており、相談に応じています。

# (9) 東京都若者総合相談センター若ナビα【都の制度】

若ナビ $\alpha$ (アルファ)は、東京都若者総合相談センターの愛称で、若者やその家族等を対象とした無料相談窓口です。若者のさまざまな悩みに対応する総合窓口として、東京都内にある専門の窓口や支援機関等へつないだり、情報提供を行っています。

# (10) 少年センター【警視庁の制度】

子どもの非行などの問題でお悩みの方や、いじめや犯罪等の被害にあい、精神的ショックを受けている少年のために、心理専門の職員が「秘密厳守」「無料」でご相談に応じます。

# (11) 足立児童相談所【都の制度】

原則18歳未満の子どもに関する相談や通告について、子ども本人・家族・学校の 先生・地域の方々など、どなたからも受け付けています。すべての子どもが心身とも に健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに 考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

# 2 修学支援

# (1) 外国人相談窓口【地域調整課】

お困りごとや悩みのある外国人の方からの相談を行います。英語・中国語・韓国語で相談ができます。困りごとの解決へ向け、関係機関や各種事業をご案内します。

# (2)生活保護受給世帯の子どもの就学定着に向けた取組【足立福祉事務所】

18歳未満の子どものいる生活保護世帯への家庭訪問や学校等との緊密な連携により、非行の防止と就学の定着を図ります。

# (3) 居場所を兼ねた学習支援【くらしとしごとの相談センター】

家庭での学習が困難な主に中学生を対象とし、家庭に代わる学習の場所と安心して 過ごせる居場所を提供します。

# (4)教育相談の実施【教育相談課】

区内在住、在学の18歳未満の子どもとその家族に、心理の専門相談員が面接による教育相談を実施します。相談内容に応じて、学校や専門機関とも連携した対応を行います。

# (5) 学校以外の学びの場の提供【教育相談課】

不登校児童・生徒の状況に応じた居場所(あすテップ、チャレンジ学級、居場所を 兼ねた学習支援)を活用した学習支援を行います。また、外出が困難な不登校児童・ 生徒のための家庭学習支援事業を行っています。

# (6) スクールカウンセラーによる相談対応の実施【教育相談課】

いじめや不登校等の未然防止、改善・解決及び学校の教育相談機能の充実を目的として、区内全小・中学校にスクールカウンセラーを派遣しています。

# (7) スクールソーシャルワーカーによる支援の実施【教育相談課】

教職員と支援方針を共有しながら、児童・生徒、保護者の状況確認や関係機関への つなぎなどの支援を行っています。

# (8) 中学校夜間学級【都の制度】

小学校や中学校を卒業していない方や、諸事情により中学校で十分に学べなかった 方などを対象に、国籍を問わず、入級の相談を受け付けています(足立区は第四中学 校に設置)。

# (9) 夜間定時制高校【都の制度】

東京都では、できるだけ多くの方々が高校で勉強する機会を持つことができるよう、 定時制課程の高校(都立足立高校、都立江北高校)を設置しています。

# (10) 通信制高校【都立、私立】

自宅などで学習し、定期的にレポートを学校に提出して添削指導を受け、スクーリングを行い、テストを受けて単位を修得する高校です。単位の取り方等を自分で選べるため自由な時間を作りやすく、仕事等との両立がしやすいことが特徴です。

# (11) 高等学校卒業程度認定試験【国の制度】

さまざまな理由で高校を卒業できなかった人のための試験制度です。合格することで、高校卒業と同程度の学力があると認められ、大学・短大・専門学校の受験資格を得ることができます(最終学歴は高校卒業とはなりません)。

# 活動指標 (区の取組)

# 1 非行の防止

主な取組	所管	指標名	現状値 R3 年度	目標値 R5 年度	目標値 R9 年度
(1)警察との連携事業	教育指導課	セーフティ教室の 実施校	100%	100%	100%
(2)青少年問題協議会	青少年課	会議の開催回数/年 ※R3 年度は書面開催	1 回	2 回	2 回
(3)足立区少年補導白書 の発行	青少年課	白書の発行回数/年	1 回	1 🗇	1 🗇
(4)足立区青少年対策地 区委員会	青少年課	主催事業数	54 回	108 回	108 回
(5)「こどもをまもろう 1 1 0番」の普及	青少年課	ステッカー掲示登 録者数	3, 112 件	3, 150 件	3, 350 件
(6) 子どもの安全安心の ためのプログラム	青少年課	実施事業数	20 回	21 回	21 回
(7)養育困難改善事業	こども家庭支 援課	要保護児童対策地 域協議会の開催回 数	261 回	270 回	270 回

# 2 修学支援

主な取組	所管	指標名	現状値 R3 年度	目標値 R5 年度	目標値 R9 年度
(1)外国人相談窓口	地域調整課	外国人生活相談対 応件数	2, 228	2, 748	2, 830
(2)生活保護受給世 帯の子どもの就学 定着に向けた取組	足立福祉事務所	生活保護受給世帯 の高等学校等の中 退率(%) ※低減目標	3. 0	3.0	3. 0
(3)居場所を兼ねた 学習支援	くらしとしごとの 相談センター	進学決定者数(人)	96	100	100
(4)教育相談の実施	教育相談課	教育相談の人数	1,555 人	1,500人	1, 500 人
(5)学校以外の学び の場の提供	教育相談課	学校以外の学びの 場で不登校児童・生 徒に対し働きかけ を行った回数	1, 797 人	2, 200 人	2, 200 人
(6) スクールカウン セラーによる相 談対応の実施	教育相談課	スクールカウンセ ラーが関わった児 童・保護者・教員数	35, 592 人	36, 050 人	35, 700 人
(7) スクールソーシ ャルワーカーに よる支援の実施	教育相談課	スクールソーシャ ルワーカーが支援 した児童・生徒数	473 人	400 人	400 人

# 4 犯罪のない安全で安心な 地域づくりの推進

罪を犯した人等がその責任を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解するとともに、自ら社会復帰のために努力することを基本に、様々な関係機関の協働・協創により、罪を犯した人等が孤立することなく、犯罪のない安全で安心な地域づくりに取組みます。

現状	課題
◆ 前年と比較し、令和4年の刑法犯認知件 数が増加傾向にあり、その中でも自転車 の盗難が増えている。	<ul><li>◆ 全国、都内とも増加傾向である</li><li>◆ 足立区政に対する世論調査の結果を踏まえ、今後も防犯カメラ設置助成の促進など、見せる防犯対策の推進を図る必要がある。</li></ul>
※【2 保健医療、福祉サービス、相談支援 の継続的実施】再掲	◆ 経済的困窮 65歳以上の高齢万引き被疑者の約8 割が無職 ◆ 認知機能の低下
◆ 高齢者の窃盗犯(万引き)が多い傾向に ある。	記憶に関する一部機能の低下 ◆ 社会関係性の欠如や孤独 65歳以上の万引き被疑者のうち、 独居は 56.4% 交友関係ない 46.5%







# 主な取組と活動指標

# 1 ビューティフル・ウィンドウズ運動【危機管理課】

# (1) 地域における見守り活動支援事業補助金

地域団体の地域見守り活動を推進する目的で防犯カメラの設置等の補助を行っています。

# (2)地域防犯活動助成金

地域住民団体が結成した自主防犯組織が自主的に防犯活動を行っている等の場合において、その活動に必要な物品等の購入に対する助成を行っています。

# (3) 安全安心パトロール隊等による青パト運行

安全安心パトロール隊等が地域の見守りのために防犯パトロールを行っています。

# (4) ボイスセンサー設置(自転車盗難対策)

警察と連携し、区内駐輪場に設置し、自転車盗難の注意、自転車の鍵かけの啓発を 行っています。

# (5) 自動通話録音機貸与(特殊詐欺対策)

特殊詐欺対策として、区内居住者(おおむね65歳以上)へ自動通話録音機を無償での貸与を行っています。

# (6)携帯電話抑止装置設置(特殊詐欺対策)

特殊詐欺対策として、協定が締結できた区内金融機関に対して、携帯電話抑止装置の設置を行っています。

# (7) A I システム設置費用補助金(万引き防止対策)

事業者が万引き防止対策として店舗内に設置するAIシステムに係る費用の補助を 行っています。

# 第5章 取組方針に基づく主な取組

4 犯罪のない安全で安心な地域づくりの推進

# (8) 店舗用防犯カメラ等設置費用補助金(万引き防止対策)

事業者が万引き防止対策として設置する店内・外用防犯カメラに係る費用並びに万 引き対策用品の購入に要する費用の補助を行っています。

# (9) 防犯対策用センサーライト貸与(侵入盗対策)

区内における侵入盗等の対策のために実施する町会・自治会、駐車場管理者等への センサーライトの貸与を行っています。

# (10) 六町駅前安全安心ステーション「ろくまる」

六町駅前広場に安全安心ステーションを設置し、区内初の「みんなの交番」として、 警察官OBが地域の見守りを行っています。

# (11) 防火防災協会等活動助成金

区民の防火、防災意識の普及を主な事業として設置された、防火防災協会等の活動 に対する助成を行っています。

# (12) 各種啓発活動

チラシやポスター、イベント等において、防犯に関する啓発活動を行っています(自転車盗難対策標語シール、防災行政無線、ラッピングバス広告等)。

# 2 孤立ゼロプロジェクト【絆づくり担当課】

地域における日常的な見守りや声かけ活動を通じて、支援を必要とする方を早期に発 見し、必要なサービスにつなぎ、地域活動などへの社会参加を促します。

# 活動指標(区の取組)

# 1 ビューティフル・ウィンドウズ運動

主な取組	所管	指標名	現状値 R3 年度	目標値 R5 年度	目標値 R9 年度
(1)地域における見守り活動支 援事業補助金	危機管理課	周知活動・防犯 カメラ設置台数	2, 241	-	-
(2)地域防犯活動助成金	危機管理課	-	ı	ı	-
(3)安全安心パトロール隊等に よる青パト運行	危機管理課	周知活動・出動 回数	763	-	_

主な取組	所管	指標名	現状値 R3 年度	目標値 R5 年度	目標値 R9 年度
(4)ボイスセンサー設置(自転 車盗対策)	危機管理課	周知活動・ボイ スセンサー設置 台数	75	75	100
(5)自動通話録音機貸与(特殊 詐欺対策)	危機管理課	周知活動・自動 通話録音機貸与 台数	1, 644	1, 644	2, 000
(6)携帯電話抑止装置設置(特 殊詐欺対策)	危機管理課	周知活動・携帯 電話抑止装置設 置台数	0	0	10
(7) A I システム設置費用補助 金(万引き防止対策)	危機管理課	-	_	_	-
(8)店舗用防犯カメラ等設置費 用補助金(万引き防止対策)	危機管理課	-	_	_	-
(9)防犯対策用センサーライト 貸与(侵入盗対策)	危機管理課	-	_	_	-
(10) 六町駅前安全安心ステーション「ろくまる」	危機管理課	-	-	-	-
(11) 防火防災協会等活動助成金	危機管理課	-	-	-	-
(12) 各種啓発活動	危機管理課	_	-	-	-

# 2 孤立ゼロプロジェクト

主な取組	所管	指標名	現状値 R3 年度	目標値 R5 年度	目標値 R9 年度
孤立ゼロプロジェクト	絆づくり 担当課	孤立状態から地 域社会や支援に つながった世帯 数	4, 630	5, 200	6, 800

# 5 関係機関、民間協力者等との 連携強化、広報・啓発活動の推進

国、警視庁、NPO法人、支援団体、協力雇用主、保護司、民生・児童委員等と区が連携協力し、それぞれの専門性や役割を通じて、対象者の置かれている状況の改善に注力するとともに、様々な関係機関が実施する非行・再犯の防止の取組について、広報等を通じて広く区民に周知します。

現状	課題
◆ 保護司、更生保護女性会、BBS会等の 民間協力者により、地道で献身的な更生 保護活動を実施	<ul><li>◆ 保護司の高齢化や担い手不足が生じている。</li><li>◆ 保護司が自宅以外で面接できる場所の確保が必要。</li></ul>
◆ 保護観察協会を中心に、社会を明るくする運動や再犯防止に関する取り組みを 行っている。	<ul><li>◆ 保護司の高齢化や担い手不足が生じている。</li><li>◆ 社会を明るくする運動の認知が不十分</li></ul>
◆ 更生保護サポートセンターを設置し、更 生保護ボランティア活動を支援してい る。	◆ 矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉機関、回復支援施設や民間団体等との連携や、効果的な支援を行う体制が不十分



# 主な取組と活動指標

# 1 社会を明るくする運動【福祉管理課】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、 それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な 運動です。区では、足立区推進委員会を通じて運動を展開しています。

# 2 足立区保護観察協会を通じた更生保護事業の推進【福祉管理課】

足立区保護観察協会は、区内における犯罪の予防および更生保護事業の充実発展を図ることを目的とした団体です。保護観察協会を通じ、足立区保護司会、足立区更生保護女性会、足立区桐友会、足立区BBS会、区内更生保護法人といった更生保護団体への運営助成、各種更生保護事業の活動を支援しています。区では、なお一層の活動の推進を図ることを目的に、保護観察協会に財政的援助を行っています。

# 3 更生保護ボランティア等の活動に関する広報【福祉管理課】

社会を明るくする運動での広報活動に加え、保護観察協会と保護司会が主体となって冊子「明るい社会」を発行する等の広報に取り組んでいます。

# 4 更生保護サポートセンターの運営支援【福祉管理課】

足立区の更生保護事業の中心となる保護司活動を支えるため、平成28年に更生保護サポートセンターを開設し、令和3年8月から区役所別館にて運営しています。サポートセンターの使用に関して、区施設利用の支援を行っています。

また、保護司が自宅以外で面接できる場所として、区の施設等を利用可能とすることなどによって、保護司活動の支援を推進します。

# 5 民生·児童委員活動支援【福祉管理課】

地域で支援を必要とする人々と行政機関との橋渡し役である民生・児童委員が、地域の相談・支援等の活動を円滑に行えるよう支援しています。

# 6 (仮)再犯防止推進協議会の設置【新設】

再犯防止にかかわる各団体(矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関、回復支援施設や民間団体等)と連携し、より効果的な支援等を行う体制づくりをすすめます。

# 活動指標 (区の取組)

主な取組	所管	指標名	現状値 R3 年度	目標値 R5 年度	目標値 R9 年度
1 社会を明るくする運動	福祉管理課	社会を明るくする 運動の参加者数	2, 220	3, 000	5, 000
2 足立区保護観察協会を通じた 更生保護事業の推進	福祉管理課	_	I	1	_
3 更生保護ボランティア等の活動に関する広報	福祉管理課	_	1	I	-
4 更生保護サポートセンターの 運営支援	福祉管理課	_	_		-
5 民生・児童委員活動支援	福祉管理課	民生・児童委員が 受ける相談・活動 件数	30, 489	58, 000	56, 000
6 (仮)再犯防止推進協議会の 設置	新設	_	ı	ı	_

# 【参考資料】

# 再犯防止に関する用語の解説

用語	解説
	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。
保護司	保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。
保護司会	保護司は、地域ごとに保護司会を組織し、職務に関する 連絡調整等を行います。足立区保護司会は、千住・綾瀬・ 東綾瀬・西綾瀬・西新井第一〜第四の計8つの分区から成 り、それぞれの地域で活動しています。
保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその 健全な一員として更生するように、国の責任において指導 監督及び補導援護を行う仕組みです。
更生保護	犯罪や非行に陥った人も立ち直ることができるという、 人間に対する信頼を基に、その立ち直りの援助をしたり、 犯罪や非行の防止のための様々な活動を行うものです。
更生保護女性会	女性としての立場から、犯罪予防と犯罪や非行に陥った 人の更生に協力することを目的としたボランティア団体で す。
BBS会	非行に陥り、あるいはそのおそれのある少年の友だちになり、兄や姉の立場から立ち直りを援助する「ともだち活動」、非行防止活動や、保護観察中の少年を対象とした社会参加活動にともに参加しサポートするなどの活動に取り組んでいる青年のボランティア団体です。 ※ Big Brothers Sisters 会

# 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

# 1. 目的(第1条)

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

# 2. 定義(第2条)

1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者

2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)

# 3. 基本理念(第3条)

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も 途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自 ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

# 4. 国等の責務(第4条)

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に 応じた施策を策定・実施する責務

# 5. 連携、情報の提供等(第5条)

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

# 6. 再犯防止啓発月間(第6条)

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間(7月)を設ける

# 7. 再犯防止推進計画(第7条)

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

# 8. 地方再犯防止推進計画(第8条)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

#### 9. 法制上の措置等(第9条)

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

# 10. 年次報告(第10条)

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

# 11. 基本的施策

【国の施策】

# 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

# 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等
  - (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

# 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等
- 5 住居の確保等
- (第14条) (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの 提供 (第17条)

# 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援
  - (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる 努力義務

# 12. 施行期日等(附則)

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その 結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

# 参考文献等 (順不同)

- 再犯防止推進計画(法務省)
- 東京都再犯防止推進計画(東京都)
- 令和4年版 犯罪白書(法務省)
- 令和4年版 再犯防止推進白書(法務省)
- ・ 令和4年度版 非行少年・再犯防止支援ガイドブック (東京都)
- 法務省ホームページ
- ・ 警視庁ホームページ
- 東京都ホームページ

足立区再犯防止推進計画 令和5年度~9年度 令和5年3月発行

発行 足立区

編集 足立区福祉部福祉管理課

住所:東京都足立区中央本町一丁目17番1号

電話:03-3880-5871 (直通)

e-mail:f-kanri@city.adachi.tokyo.jp

